

自大正十二年十一月

大正西銀金之業所年賦

財團 務 周 會

見替	一圓十錢半	見高	一圓十五錢
好工	二圓四十錢半	見高	二圓十錢
同預ノ細工日餘騰ハ好工疑三圓半	見高	三圓四十錢	見高
三十半以上ハ		四代ノ三	
廿半以上廿正半未満ハ		正代ノ三	
十正半以上二十半未満ハ	糶手當ノ脚室ニ掛ル指銀三代ノ一		
糶 六 章 甚難手當			
一ハ半以上ハ一ハ目ニ付テ疑ニ一日代ニ付ル			
六ハ目以上一ハ半未満ハ	世四日代(糶手當十圓日代ニ付ル)		
四日代ニ付ル)			
常願好工ニ付テ入對六ハ目未満ハ	日餘廿四日代(糶手當十		
糶 正 章 糶手當(糶手當)			

財團法人西銀金六週年賦